

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成27年10月28日、午後7時20分頃、君津市宮下2丁目26番9地先で発生した交通事故。 君津市所有の消防団自動車が進路変更時に、右側から直進してきた相手方所有の小型乗用車の左側前方に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（館山市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、552,196円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成28年1月8日

平成28年2月22日提出

君津市長 鈴木洋邦